

令和2年3月16日

保護者の皆様へ

横浜市立新石川小学校
校長 古木 喜雅

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間中の
校庭開放の実施について

この度の臨時休業におきまして、お子さまも保護者の皆様も感染拡大防止を踏まえ、お過ごしのことと思います。感染拡大防止対策について、ご理解ご協力いただきまして、ありがとうございます。

この度、文部科学省より臨時休業期間中の校庭開放の考え方が示されました。

横浜市教育委員会からも児童の健康保持、運動機会確保の必要性を鑑み、保健所の意見も聞き、感染拡大防止の措置等を講じた上で、校庭開放を可能とする連絡がございました。

本校では以上のことをふまえ、次の内容で校庭開放を実施することにいたしました。

1 対象児童 新石川小学校に在籍する1～6年生の児童(卒業後も可)

2 校庭開放日程・時間

3月17日(火)・23日(月)・24日(火) 10:15～11:15

※雨天の場合は中止とします。9:15に決定しメールでお知らせします。
途中で降雨の場合も中止とし、下校させます。

3 参加するにあたって

○できるだけ一人で登下校しないように、ご配慮ください。

○ご家庭で保護者の方がお子様の健康状態を確認し、健康観察票に必要事項を記入して持たせてください。受付にて、職員が健康状況を確認いたします。健康観察票を忘れた場合や、熱があったり体調不良があったりする場合は、参加できません(来校しても受付にて参加をお断りいたします)。

○校庭開放の時間は、緊急受け入れを行っているお子様も本人の希望により校庭を利用できます。

○校庭では、一度に人が集まってする運動は禁止にします。

ご家庭でもお子様と校庭開放の過ごし方は、ご確認ください。

○帰るときは受付に申し出てから下校してください。

○ご家庭においても引き続き、手洗い、うがいの励行等、感染拡大防止のためのご協力をお願いいたします。

4 遊び方について

○原則として一人でできる運動遊びにします。必要な用具は持参してください。

(例) 縄跳び、マラソン、鉄棒

○友達と触れ合う運動遊びや、ボール遊び、歓談などは禁止とします。

(禁止の例) だるま落とし、ジャングルジム、ドッジボール、サッカー